



第38号発議案

新潟県議会議員選挙区配当条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年12月21日

提出者 議会運営委員長 中 原 八 一

新潟県議会議長 長 津 光三郎 様

原案可決
全会一致

第39号発議案

障害者自立支援法の抜本的見直しに関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年12月21日

提出者 厚生環境委員長 佐藤 莞爾

新潟県議会議長 長津 光三郎 様

障害者自立支援法の抜本的見直しに関する意見書

平成18年4月に施行された障害者自立支援法は、その後、少数ながらも利用者負担を理由とした施設退所者が出たことや、授産施設など工賃収入のある利用者について、「工賃より自己負担である利用料が高い」等の指摘を受け、昨年12月に利用者負担のさらなる軽減や、日割り化に伴い減収している通所事業者等に対する激変緩和措置等の「円滑施行特別対策」が講じられたところである。

しかしながら、利用者負担は原則1割の負担となっているが、所得に応じた一月あたりの上限額が細かく設定されていることなどから、利用者負担の仕組みがわかりにくいという声や、障害児のいる世帯の負担感は依然として強いことなどが指摘されている。

また、特別対策は利用者負担の軽減に大きな役割を果たしているが、平成21年3月までの措置であり、それ以後の取扱いについて利用者等から不安視する声もある。

よって国会並びに政府におかれては、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するという法の精神に則り、利用者の利便向上と事業者の経営基盤強化のため、障害者自立支援法の抜本的見直しを検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
財 務 大 臣	額 賀 福 志 郎 様
厚 生 労 働 大 臣	舛 添 要 一 様



第40号発議案

「建築基準法改正」施行の見直しに関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年12月21日

提出者 建設公安委員長 斎藤 隆 景

新潟県議会議長 長津 光三郎 様

「建築基準法改正」施行の見直しに関する意見書

一昨年末に発覚し、その後、続発した耐震強度偽装事件の教訓を踏まえて、今年6月20日に「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」が施行された。

改正法は、一定の高さ以上等の建築物に、指定機関による構造計算審査の義務付けや、建築確認の審査期間の延長、あるいは3階建て以上の共同住宅について中間検査を法律で義務付けるなど、建築確認・検査の厳格化を柱としており、建築確認手続きも大きく変わったところである。

こうしたことから、現場からは「確認申請・計画変更時に時間がかかる。」「工程・納期が遅れた。」等、困惑する声が増しに大きくなっており、このことは、建築士の負担を増加させるだけでなく、中小・小規模建設業が大多数を占め、また、豪雪地での高床式や3階建ての一般住宅が多く建築される事情を抱えている本県にとって、企業経営や県民生活に多大な影響を与えている実情にある。

建築物の安全・安心は当然確保されなければならないが、「建築基準法改正」に伴う建築確認手続きの停滞によって、建設業にかかわる全ての業界において業務が滞り、地域の経済活動のみならず一般県民の住宅建築にも悪影響を及ぼすようなことは避けなければならない。

よって国会並びに政府におかれては、「建築基準法改正」施行を見直しされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
国 土 交 通 大 臣	冬 柴 鐵 三 様

原案可決

賛成多数

第41号発議案

米国の北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除に反対する決議

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年12月21日

提出者	佐藤純	藤野碩	林野	中柄	原沢	八正	一三	小小	林野	林峯	一生	
賛成者	小市片佐金中村石星進竹若青宮皆	林村野藤谷野松井野山月木崎川	一孝莞国二伊直昭太増雄	大猛爾彦洸郎修夫一郎次二	富榆桜岩早小帆東梅大佐小松中長	櫻井井村川川荇山谷瀧藤山川川	一辰甚良吉和謙英信芳キ力き	成雄一一秀雄治機守健幸元ヨ子よ	佐小西斎尾小渡三石内市志佐横	藤島川藤身野辺富塚山川田藤尾	卓洋隆孝惇佳五政邦浩幸	之隆吉景昭忍夫一健郎広男雄秀

新潟県議会議長 長津光三郎様

米国の北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除に反対する決議

テロ国家北朝鮮による国家的犯罪である拉致事件は、我が国の国家主権を侵害するとともに、国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、我が国は全ての拉致被害者の安全確保と即時帰国、真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを強く要求している。

本県は、未帰還の拉致事件政府認定者である横田めぐみさん、曾我ミヨシさんと他に6名の特定失踪者がおられ、全ての県民が1日も早い帰国を願っている。

一方、米国は昭和63年に北朝鮮をテロ支援国家に指定したが、平成16年には、新たに日本人拉致を指定理由の一つとして米国国務省国際テロ報告書に明記したところである。

このことは、国際的な拉致解決を北朝鮮に迫る強い圧力となり、拉致問題に毅然たる態度で臨む我が国外交を後押しするものとなっているが、六カ国協議国の一員として、米国は北朝鮮の一部核施設の無能力化などの見返りに、テロ支援国家指定の解除を行うのではないかとの観測が盛んに伝えられている。

しかしながら、拉致被害者の帰国が実現しない中でのテロ支援国家指定の解除は、拉致問題解決に係る国際的連携を弱めるだけでなく、日米同盟にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。

以上のことを踏まえ、全ての拉致被害者の一刻も早い救出を実現するため、米国が北朝鮮に対するテロ支援国家指定を解除しないよう、政府が最大限の外交努力を尽くされることを、新潟県民の総意を以て強く望むものである。

以上、決議する。

平成19年12月21日

新潟県議会

原案可決
全会一致

第42号発議案

旅館業における水質汚濁防止の規制に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年12月21日

提出者 中 原 八 一 小 林 林 一 佐 藤 純
沢 野 修 柄 沢 正 三 小 野 峯 生
三 林 碩 郎

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 長 津 光三郎 様

旅館業における水質汚濁防止の規制に関する意見書

平成13年6月に水質汚濁防止法の一部改正がなされ、ほう素・ふっ素が人の健康に被害を与える恐れがある有害物質として追加となり、旅館業等にも一般の工場並みの排出基準が設定されたが、旅館業など直ちに対応することが困難な一部の業種については、3年間の猶予期間として業種ごとの暫定排水基準が設定された。

この暫定排水基準は平成16年7月に延長され、本年6月30日を以って適用期限を迎えたが、旅館業を含む21業種の暫定排水基準は、さらに3年間の延長の措置が講じられることになった。

温泉水は、あくまで自然水であり、他の製造工場と異なり製造工程等を見直すことによって、ほう素・ふっ素の排出基準達成を図る状況にない。

また、温泉排水からのほう素・ふっ素の処理は、現時点ではコストが極めて高いことから、中小零細な旅館業者にとっては一律排水基準の適用は、旅館経営に重大な影響を及ぼすこととなる。

よって国会並びに政府におかれては、温泉排水中のほう素・ふっ素について、旅館等の立地状況などに配慮した、実用可能な処理技術の研究開発を促進するため積極的な支援を行うとともに、中小零細な旅館業者が無理なく処理設備を導入できるまでの間は、水質汚濁防止法による排水基準を定める省令の対象業種から旅館業を除外するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
総 務 大 臣	増 田 寛 也 様
経 済 産 業 大 臣	甘 利 明 様
環 境 大 臣	鴨 下 一 郎 様

原案可決
全会一致

第43号発議案

米政策、品目横断的経営安定対策の抜本的見直しに
関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年12月21日

提出者 中 原 八 一 小 林 林 一 佐 藤 純
沢 野 修 柄 沢 正 三 小 野 峯 生
三 林 碩 郎

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 長 津 光三郎 様

米政策、品目横断的経営安定対策の抜本的見直し に関する意見書

我が国の主食である米の消費は、昭和37年をピークに下降の一途をたどり、高齢化や人口減少などの影響も受け、昨年度の一人当たりの年間消費量は61キログラムと、ピーク時と比して半減している。しかしながら、構造的な過剰生産が続き、米政策改革に着手した平成16年産以降も、過剰作付け面積は年々増え、今年産は7万ヘクタールにも及んでいる。

このような背景により、今年産米価が急落し、政府が34万トンの政府備蓄米を積み増す等、緊急対策を講じた結果、ようやく価格下落傾向に歯止めがかかったのである。米価格の安定のためには、計画生産を守り、地域農業を支える担い手の経営を支援するような政策を講じなければならない。

また、今年度から導入された品目横断的経営安定対策については、担い手の育成と所得確保を図る観点から、様々な懸念や課題が現場から提起され、担い手要件には「意欲を持っていること」が何よりも大切であることから、柔軟な対応が求められている。

よって国会並びに政府におかれては、水田農業の将来にわたる安定的な発展を図るため、下記事項の実現について尽力されるよう強く要望する。

記

- 1 生産調整実施者に対する万全なメリット措置
 - 2 飼料用米・バイオエタノール米など主食用米以外の作物への転換を促進するための支援措置の抜本的な拡充・強化
 - 3 地域農業の担い手が、将来展望を持って農業に取り組めるよう、品目横断的経営安定対策を米価の大幅下落時にも対応できるよう見直すと共に、再生産可能な水準まで補填する制度の構築
 - 4 担い手の要件として面積だけでなく、熱意を持って営農に取り組む者も対象とするなど地域の実態に応じた担い手要件の見直し
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
財務大臣	額賀福志郎様
農林水産大臣	若林正俊様

原案可決
全会一致

第44号発議案

漁業用燃油価格の高騰対策に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年12月21日

提出者 中 原 八 一 小 林 林 一 佐 藤 純
沢 野 修 柄 沢 正 三 小 野 峯 生
三 林 碩 郎

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 長 津 光三郎 様

漁業用燃油価格の高騰対策に関する意見書

本県の漁業及び水産加工業は、運送業、冷凍・冷蔵業、小売業など関連産業とも強く結びつきながら、国内における水産物の安定供給に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、水産物価格の低迷が続き、漁業者のコスト削減努力にもかかわらず漁業経営が好転する兆しが無い中で、昨今の原油価格の高騰に伴う漁業用燃油価格の急騰は、逼迫した漁業経営に追い討ちをかけ、このまま放置すれば我が国漁業の存続すら懸念される深刻な事態となっている。特に漁船漁業は、燃油高騰の影響を受けやすいという構造的な問題を抱えている。

よって国会並びに政府におかれては、燃油価格高騰により、漁船漁業の経営体が直面している危機的状況を乗り越えられるよう、下記の緊急対策を講じるよう強く要望する。

記

- 1 燃油価格の高騰に伴う漁業経営への影響を緩和するため、燃油価格の低減化を図る緊急措置を講ずること。
- 2 燃油価格の高騰による漁業経営の破綻を回避するための燃油価格調整基金の制度を創設すること。
- 3 環境への負荷を軽減し、燃油使用量を抑制するため漁船用省エネルギー・エンジンの技術開発と実用化など、省エネルギー化に国が主体となって早急に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
財務大臣	額賀福志郎様
農林水産大臣	若林正俊様
水産庁長官	山田修路様
経済産業大臣	甘利明様
資源エネルギー庁長官	望月晴文様

原案可決
全会一致

第45号発議案

トンネルじん肺の根絶に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年12月21日

提出者 中 原 八 一 小 林 林 一 佐 藤 純
沢 野 修 柄 沢 正 三 小 野 峯 生
三 林 碩 郎

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 長 津 光三郎 様

トンネルじん肺の根絶に関する意見書

トンネル工事において発生するじん肺被害は、多くのトンネル労働者に被害が出ており、公共工事によって生み出されているということからも、早急に解決されなければならない重大な問題である。

「じん肺根絶」を求めてトンネルじん肺被害者団体が国を提訴していた訴訟は、去る6月中旬に「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」の締結という形で和解解決がなされたことは大きな前進であり、これを契機として、トンネルじん肺対策の向上が期待される。

締結された合意書において、国によるトンネル建設工事におけるじん肺対策の強化、来年度からの次期粉じん障害防止総合対策を含め、原告の意見を聞く場を持つこと、今後とも労働安全衛生対策を推進する任務を踏まえ、じん肺対策の実施に努めることとして、具体的な措置が示されたところである。

よって国会並びに政府におかれては、「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に基づき、トンネルじん肺根絶のための対策を速やかに実行されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
厚 生 労 働 大 臣	舩 添 要 一 様
農 林 水 産 大 臣	若 林 正 俊 様
国 土 交 通 大 臣	冬 柴 鐵 三 様
防 衛 大 臣	石 破 茂 様

道路整備財源の制度堅持に関する意見書

昭和28年に制定された「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」により揮発油税が道路特定財源となって以降、これまでに道路整備にかかる財源の充実を図るために、数次にわたる法律の制定や改正が行われてきた結果、立ち遅れた道路の整備は改善され、地域産業・地域経済の安定・発展や県民生活の向上等に寄与してきたところである。

しかしながら、本県では未だに高規格幹線道路のネットワークが未完成であり、また、一般道路においても車同士のすれ違いが困難な箇所や、豪雪となれば通行止めを強いられる箇所、あるいは通学路で歩道が未整備な箇所などが多く存在し、県民の「命と暮らしを守る道路」の整備には程遠い状況にある。

こうした中で、本年度末に「道路整備費の財源等の特例に関する法律」や「租税特別措置法」等で道路整備の財源を確保するために定められた特例措置が期限切れとなるが、こうした暫定税率等が維持されない場合は、本県及び本県市町村の道路財源は概ね半減し、道路整備に重大な支障が生ずることとなる。

よって国会並びに政府におかれては、来年度以降も暫定税率による上乗せ分も含め、現行制度を維持し、安定的かつ確実な道路整備財源を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
総 務 大 臣	増 田 寛 也 様
財 務 大 臣	額 賀 福 志 郎 様
国 土 交 通 大 臣	冬 柴 鐵 三 様
経 済 財 政 政 策 担 当 大 臣	大 田 弘 子 様

原案可決
全会一致

第47号発議案

食の安全・安心の確保に関する意見書

平成19年12月21日

提出者 佐藤 信幸 市川 政広

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 長津 光三郎 様

食の安全・安心の確保に関する意見書

食の安全・安心は国民にとって最大の関心事である。

しかしながら最近、輸入食品の安全性をめぐる問題をはじめ、期限表示の改ざんや産地偽装等、国民に食の不安を与える事件が相次いで発覚しており、その根絶が求められている。

よって国会並びに政府におかれては、国民の食の安全・安心の確保を図るため、下記の事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 加工食品や外食における原料原産地表示を義務付けるなど、厳正な食品表示制度を確立するとともに、食品のトレーサビリティ制度を拡充・徹底すること。
 - 2 現在、全国31ヶ所の検疫所にわずか300名程度の食品衛生監視員が配置されているにすぎない水際の食品検疫体制を大幅に拡充・強化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
財 務 大 臣	額 賀 福 志 郎 様
厚 生 労 働 大 臣	舛 添 要 一 様
農 林 水 産 大 臣	若 林 正 俊 様
食 品 安 全 担 当 大 臣	泉 信 也 様